

# 国民年金保険料の納付が困難なときは 学生納付特例制度

手続きをお忘れなく！！

**大学(大学院)、短大、高等学校、  
高等専門学校、専修学校等に  
在学する学生が対象です。**



## ○ 学生納付特例とは？

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方について、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

## ○ もしもの時のために申請を！

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族の方は遺族基礎年金を受けることができます。未納のままにしておきますと、これらの保障が受けられない場合があります。納められない場合は、忘れずに学生納付特例の手続きを！！

## ○ 手続きはかんたん！

申請書に学生証のコピーを添付して市(区)役所、町村役場または年金事務所に提出するだけ。申請書は、日本年金機構ホームページまたは年金事務所にあります。一度申請すれば在学中は申請書が送付されてきます。

## ○ お問い合わせ先は

市(区)役所、町村役場の国民年金の窓口または年金事務所までお問い合わせください。

